

フクシマメルトダウンと 裁判所の責任



第二東京弁護士会会員・獨協大学法科大学院教授

三宅 弘
Miyake, Hiroshi

先の米国大統領選の際、「オバマを勝手に応援する会」を立ち上げて、福井県小浜市は一躍有名になったが、私はあのOBAMA市に実家がある。日本海若狭湾に面し、敦賀、美浜、大飯、高浜と原発が連なる、原発銀座の真ん中に位置する。1963年、小学4年ころ、新聞社のニュースが小学校の校舎内の壁に貼られていたが、その中で、「太陽のようにクリーンな原子力発電所」との記事があったことを鮮明に記憶している。1972年大学生になるや、上京し文科I類であったものの工学部の原子力工学科の研究者の下に行き、原子力発電の構造を学び、部厚い核納容器とECCS(緊急炉心冷却装置)があるから、放射能は十分封じ込められるとの話を聞いた。その頃、建設中の大飯原発と敦賀原発を実際に見に行った。日本海に面した辺境の半島の先端に巨大な施設が作られること自体、都会や街中には決して作ることのできない危険なものであることを実感した。

当時、放射能の危険を説いた人々の中で、最も印象に残ったのは、作家水上勉の「思想の科学」主催の講演(「思想の科学」1981年1月号)であった。その趣旨は、1982年5月11日の朝日新聞にも掲載され、やがて後の代表作『破鞋』の中でもふれられた。文化年間(1804年~1818年)にいざれも大島村を逃亡し岡山の曹源寺で厳しい修行のうえ臨済禪の機鋒を守ったといわれる大拙承演禪師と儀山善来禪師。原発の立地は貧しい辺境であるが、そのうちの儀山善来から「一滴の水にも魂がある」と大喝されて、はらりと悟った滴水宜牧禪師の逸話を紹介したうえで、「大拙、儀山の二少年が、舟にかじりついて逃亡した辺境は、いま文明の火壺が繁栄する。その火壺はおそろしい放射能を封じこめて、事故が起きれば危険なものだということは周知のとおり。そこで、私は、一滴の水のゆくえを考えさせられて

いるのである」との論説であった。事実、フクシマメルトダウンの最悪の事態を防いだのは一滴の水の集まりであった。

原発は、ウラン235の分子核を壊す際に発生するエネルギーを電気に変えるものだということはわかるが、それが目に見えないまま人間に吸収されると遺伝子を破壊し、人間と環境にとり返しのつかない汚染をもたらしてしまうことを、作家は直感で語っていた。故人となった水上は、生前、大飯町(当時)の実家に、原子力文明を警告する「若州一滴文庫」を開いた。同様の直感から福井で原発の反対運動を続ける人として、国宝三重塔を有する名刹明通寺の中島哲演住職や、英國教会のキリスト者の直感で小浜市の田島原発設置計画を拒否した鳥居史郎元小浜市長がいる。

中島哲演さんから、もんじゅ訴訟の弁護団に地元出身の弁護士として加わってもらえないかと言われた頃には、既に原子力情報の公開を視野に入れた情報公開の立法運動に全精力をそいでいた。全国に先駆けて原発を誘致した福井では、やむなく原子力行政の透明化と公開性により、ヒューマン・エラーを未然に防止することで、原発をコントロールするより他ないと思った。

情報公開の立法運動により、奥津茂樹・情報公開法を求める市民運動事務局長はアメリカの原子力規制委員会からアメリカ情報自由法を通じて福島第2原発の事故隠しの情報を入手し、日本で公表した。また、高速増殖炉「もんじゅ」のプルトニウム漏えい事故の際にも事故隠しが問題となり、それを機に動燃(動力炉・核燃料事業団)の情報公開を求め、その制度化から、独立行政法人等情報公開法の制定にもつながった。今では誰もが、徹底した原子力情報の公開を訴えるようになった。

しかし、2011年3月11日に状況は激変した。決して開いてはいけない「パンドラの箱」(高木仁三郎『原子力神話からの解放』2000年、光文社)が、「想定外」という、科学者とは思えない言い訳と共に開かれてしまった。地震発生、緊急停止、交流電源全喪失。3月11日には、4時間30分かけて徒歩で帰路についたが、夜には、ECCSは作動しないことが明らかとなっていた。テレビでは「炉心溶融の可能性がある」が、「ただちに人体には影響を及ぼすものではない」との記者発表が続いた。とつさに、これは約40年前に勉強したメルトダウンだと理解した。そして水素爆発。日本列島は放射能で汚染されてしまった。その後の状況は、新聞、テレビ、書籍、ネット情報等が明らかにするとおりである。

ここに至るまでに、裁判所は原発の設置や許可の取消訴訟など18件の裁判において、名古屋高裁金沢支部平成15年1月27日判決(判時1818号3頁)と、金沢地裁平成18年3月24日判決(判時1930号25頁)を除くすべての判決で、設置許可等を適法と判断し、その差止を認めなかった。最高裁平成4年10月29日判決(民集

46巻7号1174頁)が伊方1号炉設置許可を適法と判断し、その際に定立した審理・判断の方法が、日本の原発の設置を支えてきた。しかし、3月11日以降、この最高裁の審理・判断の方法を根底から見直し、その後の裁判例もすべて検証する必要がある。「安全神話」の果ての、このメルトダウンには、裁判所にも責任があるだろう。

この点、海渡雄一「日本の司法は原発をどのように裁いてきたか—行政追隨の過ちを繰り返さないために」(「世界」2011年7月号)は、「いくつかの批判すべき点」を指摘しつつも、「伊方最高裁判決は…原子力発電所という極めて潜在的な危険性の高い設備の設置許可に関わる安全審査のあり方について、深い理解に立って下されたものである。…この判示の枠組みを生かすことができれば、原子力行政訴訟において正しい判断にたどり着くことができるものである」と論評している。

しかし、筆者は、海渡弁護士も指摘する「いくつかの批判すべき点」としての「安全審査の対象を詳細設計を除く基本設計に限定していることや、行政に一定の合理的裁量判断を認めていると読めること」について、最高裁判所は、フクシマメルトダウンに至った今となっては、実質的に判例変更をして、裁判所が安全審査をした処分行政庁と同一の立場に立って原子炉施設の安全性について審理し、その結果と当該処分とを比較して判断するという方法(実体的判断代置方式)を採用すべきことを明確にすべきものと考える。最高裁判決は、処分当時の科学技術水準によるのではなく「現在の科学技術水準に照らし」「被告行政庁(処分行政庁)の判断に不合理な点があるか否か」という観点から、裁判所の審理や判断が行われるべきであるとするにとどまっているのである。この点は、阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律問題(3・完)—伊方一、二審判決、福島第二原発判決」(判評321号182頁)が詳細に論じているが、行政手続法や情報公開法が制度化され、争点整理手続、準備的口頭弁論手続、文書提出命令改正等がなされた民訴法改正に基づく民事訴訟手続で、実体的判断代置は十分可能であると考える。そして、従前の原発訴訟判決にみるとおり、2件の例外を除いて、合理性裁量判断の審査は、行政に甘く認定されがちだからである。筆者は、情報公開法5条3号の「国の安全が害されるおそれ…があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」についての合理性審査が行政に甘く認定されがちであると考えているが(拙稿「内閣府行政透明化検討チーム・「情報公開制度改正の方向性について」に関する論点整理」獨協ロー・ジャーナル6号)、「物理学者の頭脳のみ」(山本義隆『福島の原発事故をめぐって いくつか学びえたこと』2011年、みすず書房)に頼るのでなく、すべての科学者の知恵を結集する立場から、引き続き、この点を研究したいと考えている。